

国立公園における適正な利用の促進に関する既存の取組事例（詳細）

事例：小笠原国立公園（南島 / 海域）

主な利用形態

- ・基本的に陸域、海域ともに周年利用可能。ただし、エリアによっては立入り禁止期間やガイドの同行を義務付けている箇所もある。入域エリアによっては講習受講の必要がある。
- ・**南島への上陸**：ポートツアーやシーカヤックのツアーで上陸（いずれも東京都認定ガイドの同行を義務化）ガイド1名に対して利用者15名まで。利用経路を定め、最大利用時間を2時間としている。
- ・**海域のアクティビティ**：ホエールウォッチング・ドルフィンスイム（ツアーの一部に南島上陸が含まれているため、東京都自然ガイドが同行。）基本的に船1隻に対して利用者10～20名程度。クジラやイルカの観察方法や隻数については自主ルールによって定められている。
- ・各アクティビティの運用については自主ルールによって定められており、ルールの遵守については一定の効果がある。

適正な利用の推進に関する制度

- ・**南島**：東京都が定めた要綱によりガイドの同行を義務化。利用のガイドラインが定められている。11月～翌1月まで入島禁止（年末年始を除く）。
- ・**海域**：小笠原ホエールウォッチング協会による自主ルールを設定 / 小笠原村観光協会による自主ルールを設定。

制度管理に係る組織体制等

- ・**南島**：【東京都】東京都自然ガイドの養成、モニタリング調査の実施。【小笠原村】適正な利用ルールの周知と整備等。東京都へ利用実績の提出。
- ・**海域**：ホエールウォッチング・（一社）小笠原ホエールウォッチング協会 / ドルフィンスイム・（一社）小笠原村観光協会 ガイド部会

利用上の課題

- ・**安全管理対策**：自然地域を利用したある程度の体力が必要なツアー多く、陸域・海域問わず、毎年ヒヤリハット事例が報告されている。また、離島という地理的な条件もあり、本土までの搬送には時間もかかることから、安全管理に対する配慮がより一層求められている。
- ・**受け入れ水準の維持・向上**：観光需要の高まりを受けて、観光関連事業者の新規参入や雇用拡大が想定されるなか、ガイド事業者を中心とした観光事業者の知識や技術については、一定の水準を担保しつつ、常にレベルアップを図ることが求められる。併せて、ツアーで利用するフィールドについては、関係する行政機関や各団体等の役割分担のもと、保全措置と共に適切な環境整備と安全確保を行う必要がある。
- ・**利用モニタリング**：利用される自然資源に対して継続的なモニタリングや評価を行いながら、環境保全に貢献していくことが求められる。海域では、観光資源の利用に関しては、利用のガイドラインが自主ルールとして定められているが、特に罰則規定などは存在しない。また、自主ルールの遵守状況に関するモニタリング調査を実施することが求められる。

利用上の課題への対応の方向性

- ・**南島：ガイド制度に基づく講習会の開催**：1年に2回、安全管理講習や南島の動植物などに関する講習会を開催。
- ・**南島：利用に関する検討**：GWや夏季繁忙期、年末年始の利用者が多い時期に、適正な利用が行われているかのモニタリング調査を実施。
- ・**海域：利用に関する検討、ルールの周知**：利用繁忙期において適正な利用が行われているかのモニタリング調査を小笠原ホエールウォッチング協会が実施。SNSや村内広報誌に、自主ルール周知の文章・イラストを掲載。事業者同士の会合にも参加、自主ルールの目的や内容について説明。

事例：屋久島国立公園（山岳部）

主な利用形態

- ・周年利用可能。必ずしもガイド同伴である必要はない。屋久島への入り込み客数は近年、減少傾向にあるが、入り込みの目的は登山や山岳部などの自然体験である。縄文杉方向への入山は入り込み客数の21%を占める。（平成30年）
- ・登山やカヌー、ダイビングなどのガイド数は180名を超えと言われ、そのうち観光協会に加入しているガイド部会員は約140名（平成30年度末）。屋久島町エコツーリズム推進協議会が実施主体の登録ガイドは12名、認定ガイドは73名、屋久島町が実施主体の屋久島公認ガイドは73名（＝認定ガイド）（令和2年1月末）

適正な利用の推進に関する制度

- ・屋久島公認ガイド利用推進条例によるガイド登録制度を実施しており、ガイド利用を推進。
- ・公認ガイド、認定ガイド、登録ガイドの計3段階の認定制度を構築。

制度管理に係る組織体制等

- ・【公認ガイド】屋久島町
- ・【認定ガイド・登録ガイド】屋久島町エコツーリズム推進協議会 資格の認定及び抹消は協議会が実質的に運営。

利用上の課題

- ・**利用者の増加による影響**：「生態系への影響」と「利用体験の質への影響」があり、前者は野生動物の人馴れや依存、ゴミの投棄による意図せぬ餌付け、踏圧による裸地化の進行、道具の放置や違法な焚火による植生への影響がある。後者は利用拠点の混雑や利用環境の不衛生化が挙げられる。また、登山者ではなく観光客の入山が増加したことに伴い遭難件数が増加したが、ここ数年は減少（平成30年度末）。
- ・**ガイドの質の水準維持**：新たな屋久島公認ガイド制度が構築されたものの、屋久島公認ガイド制度で登録・認定・公認しているガイドの合計人数、観光協会のガイド部会員の数は、屋久島で実際に活動しているガイド数を下回っていることから、公認等ガイド以外の質の確保や利用ルールの徹底等が未だに課題。

利用上の課題への対応の方向性

- ・**ガイド育成**：既存の屋久島町エコツーリズム推進協議会の登録制度を見直し、平成28年度、前身の屋久島ガイドを「登録ガイド」に改め、さらに要件をクリアすると「認定ガイド」を経て「屋久島公認ガイド」として認められる計3段階の認定制度を構築したことにより、利用者に安全・満足・信頼を提供する仕組みが整った。本制度をさらに魅力あるものとして、利用者に安全・満足・信頼を提供するガイド育成につながる「屋久島公認ガイド」の仕組みづくりを推進する。

事例：知床国立公園（知床五湖）

主な利用形態

- ・知床五湖周辺の地上遊歩道を利用調整地区とし、04/15 - 10/20 を利用調整期間として運用。
- ・**ヒグマ活動期**（05/10 - 07/31）：利用者は有料ガイドツアーに参加
1チーム11名以下とし、1時間あたりの立ち入りチーム数と、1日の利用者数に上限を設定。チームごとに登録引率者の同行を義務付け。
- ・**植生保護期**（利用調整期間のうち、ヒグマ活動期以外の期間）：利用者から入場料を徴収
1時間あたりの立ち入り人数と、1日の利用者数に上限を設定。知床五湖フィールドハウスで事前レクチャーの受講を義務付け。
- ・制度導入から9年：植生の回復、通期での安定的な利用、混雑感の解消、登録引率者間での一体感の醸成など、一定の効果を上げている。

適正な利用の推進に関する制度

- ・自然公園法の利用調整地区の導入により、立入上限の設定や事前レクチャーを実施。

制度管理に係る組織体制等

- ・知床五湖の利用のあり方協議会：行政機関、自治会、地元観光事業者等（事務局 環境省、北海道、斜里町）で構成
- ・指定認定機関（財）知床財団

利用上の課題

- ・**ヒグマの人馴れ**：ヒグマが人間との遭遇に慣れ、接近に気付きづらくなったり、気付いても無視していると推察される事例が複数。
：人が侵入している以上、人馴れは必ず発生する。制度上、利用調整地区でもヒグマの追払いが可能だが、現在まで実施実績なし。
- ・**人のヒグマ慣れ**：ヒグマと遭遇した登録引率者が、ツアーの中止ではなく、安全と判断してツアーの継続を選択する傾向が強まっている。
：ツアーの中止は他の引率者の収入にも影響が及ぶため、中止判断に対して消極的になっている可能性（後続のツアーも一定時間中止）
：複数箇所でも同時にヒグマとの遭遇が発生した場合、連絡が輻輳し、報告を受けるフィールドハウス側の状況把握が追いつかない。

利用上の課題への対応の方向性

- ・**より安全な利用環境の確保**：関係者の連携により、リスク管理をこれまで以上に進める。
：登録引率者側と調整をはかり、ツアー中止の判断基準を設けることや、そのための基準、ルール等を整備する。
：利用が集中する07月から09月にかけては、引き続き地理的 / 時間的分散を誘導する。
：利用調整地区外も含め、ヒグマの人馴れを発生させる行為については迷惑行為と位置づけ、注意喚起をはかる。
- ・**利用ルールに係る情報発信**：ヒグマの人馴れを発生させる行為については区域外も含めて迷惑行為と位置づけ、注意喚起をはかる。

事例：日光国立公園（奥日光）

主な利用形態

- ・日光国立公園は日光・鬼怒川・那須・塩原の4つのエリアに区分され、奥日光は日光エリアに含まれる。
- ・日光国立公園の中で最も多くの外国人観光客が訪れているが、そのほとんどが日本人対象の自然ガイドツアー。
小学生を対象とした自然ガイド「戦場ヶ原ガイドハイキング」、一般客を対象とした「奥日光の山岳ルートのルーツに迫る旅」等

適正な利用の推進に関する制度

- ・日光湯元ビジターセンターが「フィールドへ出るときのルール・マナー」をHPに掲載。
- ・栃木県がガイド登録制度を開始予定。日光国立公園自然ガイド協会が発足。
- ・奥日光地域のガイド事業者と一緒にガイドの統括組織を作る動きがある。

制度管理に係る組織体制等

- ・日光ガイド協議会（仮称）。

利用上の課題

- ・**ガイド利用の集中**：ガイドツアーの繁忙期（6月から10月）には、小学生を対象とした「戦場ヶ原ガイドハイキング」が戦場ヶ原自然歩道に集中混雑し、一般のハイカーから苦情が寄せられる他、木道から転落するなどオーバーユース状態となる。
オーバーユース解消と奥日光の魅力再発見のためのコース外の地域へのツアーを促進させることが必要。
- ・**体験プログラムの充実と質の向上**：繁忙期には県外からのガイドの姿が頻繁に見受けられ、奥日光に対する知識が不十分な上、適切なガイドが行われていない場合がある。ガイドの知識や技術にばらつきが生じている状態である。

利用上の課題への対応の方向性

・ガイド育成・認知度向上：

日光国立公園満喫プロジェクト地域協議会作業部会「ガイド活用・コンテンツ部会」において「ガイド育成と組織化」について議論されている。
日光市観光推進協議会ガイド部会で、日光地域のガイド事業の認知度向上のために「ガイド博：あいに行く、NIKKO」を実施。
日光国立公園満喫プロジェクトの取組の一環として、「日光国立公園自然ガイド協会」（事務局：栃木県）が発足し、日光国立公園内で活動する自然ガイドや自然体験事業者の登録制度が開始。<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/houdou/guide-a.html>
日光地域で活動する自然ガイド有志による組織化（日光自然ガイド協議会（仮称））を予定

事例：奄美大島国立公園（金作原）

主な利用形態

- ・金作原は、亜熱帯照葉樹林内を散策できる場所として観光利用が促進されている。奄美の貴重な植物や、ルリカケスやキノボリトカゲなどの動物鑑賞を楽しむツアーが多く催行されている。
- ・金作原を訪れる車両は増加の傾向が見られ、統計データではないが地元ガイド事業者 2 社における金作原の合計利用者数も2014年の1,217人から2016年は3,856人に増加している（奄美新聞社，2017）。
- ・金作原の探索路は片道約700mの林道を往復するルートが主である。ただし、金作原へ行く路線バスは運行されておらず、訪問者の多くはガイドツアーやバスツアーに参加している。レンタカー会社各社は悪路を理由に金作原への乗り入れを禁止しており、車両の貸し出し時にそのことを伝えているが、レンタカーで探索路入り口まで乗り入れる訪問者も見られる。また、地元住民が自家用車で乗り入れる場合も見られる。

適正な利用の推進に関する制度

- ・金作原において、多人数利用等による自然環境への負荷を低減させるとともに、質の高い自然体験の提供を図るため、2019年2月27日から、試行的なルールとして、認定ガイドの同伴、ツアー数の制限などの要請を行っている。
- ・法令に基づかない自主ルールとし、運用を行いながら柔軟に改善を図り、法令に基づく規制の導入を目指す。

制度管理に係る組織体制等

- ・奄美大島利用適正化連絡会議（鹿児島県自然保護課奄美世界自然遺産登録推進室）
- ・奄美群島エコツーリズム推進協議会が認定する奄美群島認定エコツアーガイドは群島全体で計109名*1。

利用上の課題

- ・**ルールの順守**：試行的に実施している利用ルールについて、実施直後から認定ガイド同行が守られていないと指摘されている。現状では、特に罰則規定などは存在しない状況である。

利用上の課題への対応の方向性

- ・**ルール順守の徹底**：ルール順守の徹底に向けて、県や自治体との連携を図る*2。
- ・**試行ルールの運用を踏まえた改善**：会員から認定ガイド同行が守られていないとの指摘が出ており、エコツーリズム推進法や条例等による強制力のあるルール化に向け、関係機関において検討が進められている。

事例：阿蘇くじゅう国立公園（町古閑牧野）

主な利用形態

- ・草原トレイルウォーキングと草原ライド（MTB）のみ利用可能。

適正な利用の推進に関する制度

- ・阿蘇エリアにおける牧野は、基本的には草原に携わる関係者のみ立ち入りが許されている。
- ・近年、特定牧野において、ガイド同伴による観光利用が検討、試行実施されている。
- ・**町古閑牧野**：令和元年度から本格的に利用開始。
- ・牧野での営みを多くの人に理解してもらい、利用し楽しみながら守っていくための新たな仕組みを導入。
- ・立入可能な期間は、輪地切り後から野焼きまでの12月～4月で、立入にあたっては、ガイド同伴を義務付け（すべて予約制）。
- ・対象者（利用者）は、トレイルウォーキング及びMTBライディングをするサイクリストに限定。
- ・提供されるプログラム区分：“草原トレイルウォーキング” 牧野ガイドが自由に牧野（草原）の中をウォーキングしながら案内
“草原ライド（MTB）” 牧野ガイドが絶景を横目にマウンテンバイクでしか味わえない世界を案内
- ・平成30年度に、牧野ガイド認定制度を創設し、ガイドの人材育成も行うとともに、段階的に試験的なプログラムも実施。
- ・NPO法人ASO田園空間博物館が利用者とガイドの間に入る仕組みであり、同法人が指定管理を行う道の駅阿蘇がアクティビティの起点となる。

制度管理に係る組織体制等

- ・町古閑牧野組合。事務局は、NPO法人ASO田園空間博物館が務める。

利用上の課題

- ・**牧野の衛生管理**：牧野は、従来より牛や馬の放牧や飼料用草採草のための草原であり、組合員以外に利用開放する場合は、口蹄疫対策などが必要。
- ・**ガイドの確保**：普段は立ち入ることができない牧野に対する理解を有しかつ説明できるとともに、各対象者の活動（トレイルウォーキング、MTB）に適したガイドの確保、育成が求められる。
- ・**無断立入りへの対応**：無断での牧野への立入りが禁止であることと同時に、ガイド同伴であれば立入可能であることを周知する必要あり。
（牧野に無断で観光客が立ち入り写真を撮る、希少植物を盗掘するなどの問題行為が以前より確認）。

利用上の課題への対応の方向性

- ・**ガイドの資質向上**：「牧野ガイド認定制度」を創設し、各ガイドに求められる能力を明確化するとともに、ガイド養成講座を開催。
- ・**看板の設置**：「町古閑牧野の立入りについて」の看板を牧野の各処に設置し、立入りはガイド同伴の団体に限ること、立入可能期間などを周知。